

## 【労務】 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 30 年度）

厚生労働省は、平成 30 年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果を取りまとめ公表しています。全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間に不払だった割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめたものです。

監督指導の対象となった企業では、タイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか定期的に確認するなど、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとしています。

### 【平成 30 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント】

(1) 是正企業数 1,768 企業（前年度比 102 企業の減）

うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、228 企業（前年度比 34 企業の減）

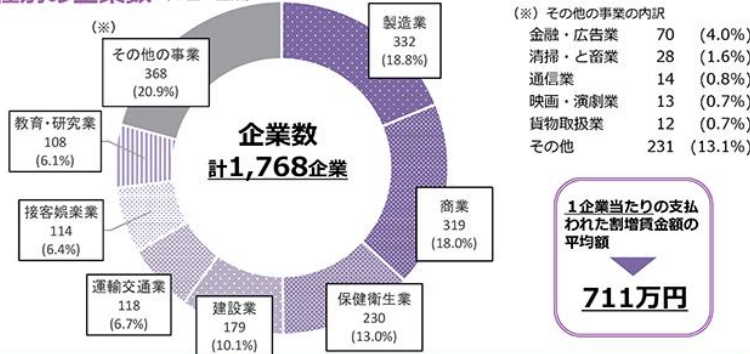
(2) 対象労働者数 11 万 8,837 人（同 89,398 人の減）

(3) 支払われた割増賃金合計額 125 億 6,381 万円（同 320 億 7,814 万円の減）

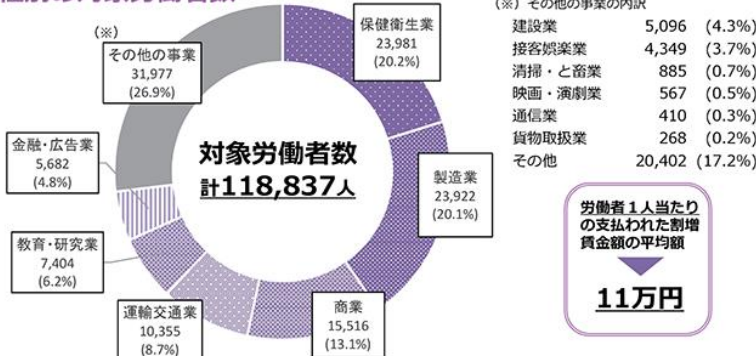
(4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 711 万円、労働者 1 人当たり 11 万円

### 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成30年度分）

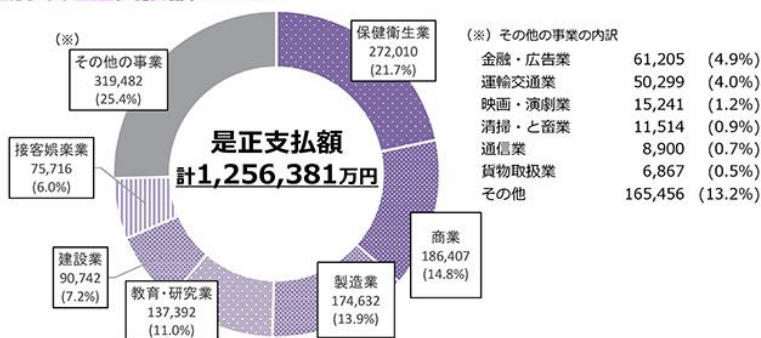
#### ① 業種別の企業数（単位：企業）



#### ② 業種別の対象労働者数（単位：人）



#### ③ 業種別の是正支払額（単位：万円）



（注）対象事案は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、平成30年4月から平成31年3月までの間に1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの

【出典：厚生労働省 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成 30 年度分）】

参照ホームページ [厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06128.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06128.html)